

# 四国地区不動産公正取引協議会 平成27年度 事業計画

自 平成27年4月 1日  
至 平成28年3月31日

わが国の経済状況は、政府の発表した緊急経済対策や新成長戦略が更なる民間需要や雇用の拡大をもたらし、経済の好循環実現が望まれるところである。

このような状況の中、当協議会にあつては、公正な競争の確保と消費者が安心して住まい選びができるよう、公正競争規約の周知と適正な運用に努め、不動産広告のより一層の適正化を図る。

平成27年度には「違反調査等事務処理規程」について、より効果的な運用を実現すべく具体的に検討する予定である。

以上を踏まえ平成27年度の事業計画を次のとおり策定した。

## 1. 公正競争規約並びに関連規程の周知と研修

各支部を構成する会員に対して、不動産広告の適正な表示の指導に努める。

## 2. 賛助会員加入の促進と諸規約の周知

不動産の適正な表示を徹底するためには、広告代理店等の理解と協力が不可欠であることから、引き続き広告代理店等に対し、賛助会員加入の促進を図るとともに、規約等の認識を深め適正な広告の制作に努めるよう指導、助言を行う。

## 3. 関係官庁並びに関係諸団体との連携

不動産広告の適正化及び取引の公正化を推進するため、消費者庁、公正取引委員会、各県担当課、各地区協議会との緊密な連携を図り円滑な業務の遂行に努める。

## 4. 相談の実施

消費者、会員業者、広告代理店等から広告代理店等に対し「不動産の表示に関する公正競争規約」及び「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」に関する照会、相談、苦情等を受け付け、適正な対応に努める。